

郷土誌だより

いまむら

特集・自治

No. 12
編集委員会
今村誌編集発行会
今村誌刊行会
瀬戸市平町3-142
電話(84)0840
コモニティセンター内

町村合併と分村運動

二)に戸籍をととのえるため
大小区制が定められ、古い時
代から続いてきた瀬戸村附近
の一三ヶ村は第三大区の一五
小区にまとめられた。(本紙
六号八号) この小区が新し
い行政の単位で、二～三名の
戸長と各村々に副戸長が二～
三名おかれた。中央集権をめ
ざすためには、中世頃からで
きた半自治的な「むら」は無
視されたようである。庄屋、
組頭は廃止された。戸長の仕
事は戸籍事務だけでなく、お
ふれの徹底、租税、教育、徵
兵のことまで行うことになり
身分は官吏なみに、しかし給
与は地元の村でということであ
つたから、苦情も出たよう
である。明治十一年末この大
小区制は廃止されて、また元
の「むら」が自治体となつた
ここで町村の監督者が必要に
なり郡長、郡役所が生れた。
町村合併 明治一七年に戸長
役場区域が定められ、五町村

約五〇〇戸に一つの役場をおくことになり、今村に役場がおかれて、美濃之池村、三郷村、稻葉村と今村の四カ村が管轄村となつた。明治二二年には近代国家にふさわしい体制づくりから「市制町村制」が実施され、戸長から市町村長と変つた。自治資力の乏しい町村は合併が強力に指導され、役場の管轄区域となる今村外三ヶ村は合併して八白村が生れた。旧村名は大字の名前で残すことが保証されていたので「八白村大字今村」と呼ばれていた。日露戦争後は更に合併が強化され、神社合祀、共有財産の整理等で旧村は弱体化し、三九年に八白村、新居村、印場村の三村が合併し旭村となつた。こうした町村合併の結果、愛知県下六六五町村あつたのが、二六四町村に減つた。

らないで、用水、村有財産、社寺等を中心に結ばれ、村への愛着は簡単に捨て切れなかつた。

八白村の発足に当つて二四一年一月、役場の新築が大字の寄付金三五〇円で着工八月完工、同十月二八日の濃尾地震で大破し二六年に修理して二八年やつと開庁式。この経費は二一名の地主の寄付金でまかれてゐる。この時、学校問題がもち上つた。郡長から指導は一村一校だったが、八名が今村と稻葉から出で、旧今村と稻葉村には現に学校があつたので、議員十二名中八名が今村と稻葉から出で、八白村村会は二校制を決めたが、そうなると旧三郷村はおさまらない。三郷にも学校をということになる。

もともと学校を持つだけの力のある村を一方的に合併させるからこんな問題も出でくるわけで、今村では二〇名の村民総代が連署して三〇年八月、県に「分村願」を提出、独立の資力もない貧弱村ではないことを訴え独立を具申したが、稻葉村でも同年十二月

瀬戸市消防本部 資料提供者芳名

に「再三請願書」を提出して
いるので、今村よりも早く、
回数も多く請願していたよう
である。県は、いずれも受取
ろうとはせず、結局この分村
運動は成功しなかつたものの
、當時、お上方針に逆らうこと
の種の運動を起すのには相当
な勇気がいった筈で、この地
方の人々の進歩的な自立心と
強靭な郷土愛に支えられた行
動力を物語つてゐる。

自治と消防

火消し 部落ができ、火災により類焼の危険ができるようになつて考え出された「破壊消防」が火消しのはじまりのよどから、やがてポンプが使われるようになつたが、これは明治七年東京で腕用ポンプが使われたのが最初のようだ。

消防組 今村文書に消防関係のものが七点ある。これでみると、いち早く自治的な消防組を組織したのは、川西嶋と北脇嶋共同の「川北組」のよ

うである。明治二九年三月、消防ポンプを買うため募金し

た寄付帳によると、川西で五

五円二五銭、北脇で二四円九

〇銭合計八〇円一五銭が集ま

り、これで一台六二円三〇銭

の腕用ポンプと、鳴十二丁、

梯子、半鐘等を買って、名古屋古渡町、岬筒販売合資会社の領収書が残っている。

古老人の話では「菱野の大火

に出動したら珍しがられて見

世物になつてしまつた」とい

う。寺山組では、明治四〇年創設、と書かれた腕用ポンプが現在も寺山集会所の倉庫に保存されている。市場組については物証はないが古老の話によつて考へ出された「破壊消防」が火消しのはじまりのようである。桶で水をかけることから、やがてポンプが使われるようになつたが、これは統いていて自警団組織があり、腕用ポンプ、手引動力ポンプが残つている。

消防組規則 明治四〇年四月に寺山組、翌年川北組で各々成文化されたものが残つていて、組合員は一七才以上四十才（寺山組は四五才）、負傷した者は組合費を以て幾分の補助をする、組合員は役員の命に背かず（三条）集合の際事故あり集合せざる者は翌日その由申出る（八条）三条八六条からなるこの規約は大正四年（区長青山鎌太郎さん、区長代理稻垣義富さんの時）

町内会と自治会 大字今区規約 全文九章一〇六条からなるこの規約は大正四年（区長青山鎌太郎さん、区長代理稻垣義富さんの時）

①自治機関 町村制（明治二一年四月法律第一号）第六四条に基く区長、区長代理者がおかれていった。これは名譽職であるが村費から報酬として大字のものを合せ、区長に年額五〇円、区長代理者に五円を本大字より支給（第七条）

②年始総会 各拾人組から拾長の他三名以上必ず出席する（二二条）総会で評議員四名を選出し（任期二年）次点者四名を以て補充員とする（十一条）となつていて。

③拾長会は大字自治に関する問題を協議する。拾長会に本人が出席できない時は二〇才以上の者を以て代理させる。

④評議員は本大字に関する一切の事件を評議する、として議決すべき八つの項目が掲げられており、その第八項は本大字に関する請願及び和解に關すること、となつていて。

町内会隸組 昭和十五年訓令一七号「部落会町内会等整備要領」が出た。一八年には市制町村制が改正され、国策遂行のため町内会が実務的にも道義的にも国民を動員する義務的組織となり、食糧や生活必需品の配給、国債の消化、供出等の他防空防火の地域単位として重要な役割を果して

きた。常会（寄り合い）は上意下達下意上通をめざして開かれていた。

自治会 町内会は新憲法施行と同時に禁止されたが、元來自然発生的なこの組織は、自治会と称し自主的機関として開かれていた。

生きのび、二七年その政令が失効した頃にはもう完全な住民組織として定着していた。

警防団

昭和一四年四月警防

「大字」が区長を頭とする完

瀬戸市区別

昭和五年「瀬戸

市區設置規程」ができ、一区

全な「村」の形で運営されていたことがうかがえる。

して川南へ渡つて清水田まで二二区に分け、今村が二三

区二四区、美濃之池が二五区赤津が二六区と二七区に分けられた。区長及び代理者はそし、器具等も活用された。

①自治機関 町村制（明治二一年四月法律第一号）第六四条に基く区長、区長代理者がおかれていった。これは名譽職であるが村費から報酬として大字のものを合せ、区長に年額五〇円、区長代理者に五円を本大字より支給（第七条）

したとある。

町内会隸組 昭和十五年訓令一七号「部落会町内会等整備要領」が出た。一八年には市制町村制が改正され、国策遂行のため町内会が実務的にも道義的にも国民を動員する義務的組織となり、食糧や生活必需品の配給、国債の消化、供出等の他防空防火の地域単位として重要な役割を果して

きた。常会（寄り合い）は上意下達下意上通をめざして開かれていた。

自治会 町内会は新憲法施行と同時に禁止されたが、元來自然発生的なこの組織は、自治会と称し自主的機関として開かれていた。

生きのび、二七年その政令が失効した頃にはもう完全な住民組織として定着していた。

づコ市
くミ民 参
りュニ加
の実 テで
験 イ

〇年頃には效範町、田端町、川西町の三つの自治会にわかれていった。その頃、三自治会長名で次のような文書が回覧された。「三町共有の集会場（二〇坪で、日露戦役記念にできた弘法堂）が、区画整理の換地のため移転しなければならなくなつたので種々協議の結果、次のように取計らうことになりましたのでご了承下さるようお願い申し上げます。第一、弘法さんはお天王さんの敷地内に鉄筋ブロック造り六坪を新築移転する、費用は移転補償費を充当する。第二、集会場敷地約四二坪は区画整理完成記念事業として平町公園内に集会場を目的とした記念館を建設するための

野球場ができるまでという約束で野球場にしているが、もう本来の公園に戻してもらいたい」との発言に市長は「お話を通りですが、何といっても手近な所に用地がないので今暫くこのままで……」と答えた。平素、自治会長は一年の任期中を慣習的な仕事に終始して過ぎてしまうので、こうした地域の課題と取り組む組織を作ろうと話し合い、翌年二月「效範西部環境整備協議会」という、関係自治会の協力組織を発足させた。

以来、協議会の集会や町内ごとの集会を開き、平町公園を整備して近隣公園にしてもういい、公園内施設に集会所を加えてもらうことにしようと

陳情書の第一項平町公園の整備は四八、九年度事業で完了したが、第二項集会施設の建設は一向に進まなかつた。この時、県の施策に「コミュニティ振興要領」というのがあって、モデルコミュニティ地区指定になると二年間に二千万円限度の補助があることがわかつたので、市へ、效範西部地区が指定されるよう取り計つてほしいと頼みこんだのが四八年七月であつた。

この間、地元では県担当課の指導をうけて準備を進め、四九年六月定例市議会で地主選出の塚原、田口両議員が取りあげられたことから市でも積極的に準備されることになつた。五十年度に愛知県指定と

廣長公物語
番外編

考
たりされば旧名横山といふことも只山の名にして村名にはあるまじき意地す、とある。

地元負担財源として保留しておくる」という内容である。

地域課題 昭和四六年には旧川西部落は八町に分れていて八名の自治会長は、七月二七日公民館で開かれた「市長を囲む懇談会」の席上、先記回覧の第二項と、平町公園が野づくりの実験

市民参加で
コミュニティ
回覧文書 敷範西部地域は三〇年前は百戸たらずの、川西という部落だったが、区画整

いう案をまとめ、印刷物を二度、全戸配布する一方陳情書案を作り、これも全戸配布してから署名運動を起し、二〇七七名の署名を得、連区自治協議会、民生委員協議会、環境整備協議会の三者代表が市議会議長にその署名箋

なつた。このモデルコミュニティのモデルとは模範という意味でなく、新しい街づくりの実験をするという意味に受け取つて「歩きながら考える」を合言葉にスタートした。（その後の実験については本にゆります）

○尾張国地名考（津田正生撰 文化十三年（一八一六）稿）に、今村、同名いと多し故に印場今村と呼、支村横山、（松平君山曰）旧名を横山といひしと也（箕浦寛屯曰）横山は今却て支村の名にのくる（正生考）印場村より東へ瀬戸

古い地誌の中から今村地内の「横山」の地名を拾つてみると、○張州府志〔松平秀雲（君山）撰、宝暦二年（一七五二）稿〕に、「（今村）古は横山村」と曰う。云々とある。
○張州雜志〔内藤正參編、寶政元年（一七八九）稿〕に、「今村、山田庄、府内より東北行程四里、中島郡海東郡に同名の邑あり、或は云此村古へ横山村と云、今民家の西方に横山地と呼ふ田圃あり云々。又金井明神祠の条に川西田園の中に在り、社内古此社地を横山村と称す云々とある。

たりされば旧名横山といふことも只山の名にして村名にはあるまじき意地す、とある。
○尾張徇行記（樋口好古編、文政五年（一八二二）稿）に今村々勢の条に「三州街道ノ内ニ横山ト唱フル所アリ、府志ニ今村古ハ横山村ト云由ミエタリ、サレハ今按スルニ、往昔横山村中ニ別ニ村落ヲ開基スルカ故ニ今村ト唱ヘ来レル乎、（中略）又横山ト唱フル所ハ、街道通リニアリ、コニ中水野村ノ出屋敷モアリ」と云う。又山田庄中水野村の条に「支邑三区アリ、横山片落稻込ト云、横山ハ南ノ方今村界ニアリ、是ハ延享元子年（一七四四）コトニ家ヲ移

「連載」

広長公物語 (2)

(四) 横山殿

一、血脉

広長公の法会を終え、人々は心を残して散会した。

皆の衆を見送って門先に立つ仁良の顔は月の光を受けて白く浮き上っている。

本堂に独り座る仁良。自分はこれからどうすれば良いのか。長江勢に復讐を挑むか。

今村の運命は今女時に暗転している。勿論自分に善処する方途は定っていない。

二人の子を抱え、あたりの眼を逃れて生きなければならぬ一人きりの妹お鶴。乱世の荒い風雪は術のない女の膚身を劈く。義弟広長が恨めしい。

自滅は容易であるのか、だが一旦生を此の世に受けた己は如何に死すべきか、と考える時、仁良の心は惑う。

前世の宿運を知る由もない仁良は、歯を食いしばって頭を抱えた。眼前の苦悩から逃れる術は。しかし隠遁も逃亡

も許されない紺がある事を知っている。円人上人は仁良に還俗帰郷を奨めてお鶴と子達を導つてもらいたいと願う。だが上人は心に願つても口を開くことを避けた。

仁良は一休禪師の様な洞察と悟道に到る道の遠い事を知っている。

各所に起つて戦の恐怖とその日その日を不安に暮す多くの群衆は町に邑に競合して生きている。

庶民は疫病と飢餓にぶつかって「いのちの支え」をさがし求めている。(自己中心的に考え、春眼飽食、放言、放墳の世は此の裏側に在る時代か)

だがしかし、蓮如上人の様な信念とエネルギーを注ぐ事の出来る若さも今は無い事を悟る仁良であった。

左前に二つの石柱の碑がある。その一本(五〇cm程)に「奉獻地神荒神横山仁〇」(最も後の一碑が欠損して不明瞭)、横山に「享和二壬戌年四月十五日」と書かれている。此の碑は横山の殿様に関係のある碑である。

近江蓮華に入つて十余年、父横山殿より受けた使命は時代の波と共に去つて南朝の魂を計る要件もなくなった。

仁良は、歯を食いしばつて頭に似て身のやる瀬を失つた。

戸田修二氏は(日本城郭全集、昭和四一年版)に次の様に書いている。

空は白みかける。次第次第にみて来た朝の風。

二人の男子を守るのが己の使命である、そして今村の人々に生きる術を教えた広長公の志を継ごう」と心に誓った。

仁良は背筋を伸ばして立ち上り、明け方の空氣を胸一杯に吸つた。そして、父、横山殿の血を嗣ぐ者は自分以外にないと悟る。

慶昌院の西に觀音様が祭ら

れている一角があつて、その

仁良の決断はいまも横山氏

の血脉に流れている。

二、遺蹟

横山の世は此の裏側に在る時代か)

だがしかし、蓮如上人の様な信念とエネルギーを注ぐ事の出来る若さも今は無い事を悟る仁良であった。

左前に二つの石柱の碑がある。その一本(五〇cm程)に「奉獻地神荒神横山仁〇」(最も後の一碑が欠損して不明瞭)、横山に「享和二壬戌年四月十五日」と書かれている。此の碑は横山の殿様に関係のある碑である。

近江蓮華に入つて十余年、父横山殿より受けた使命は時代の波と共に去つて南朝の魂を計る要件もなくなった。

仁良は、歯を食いしばつて頭に似て身のやる瀬を失つた。

戸田修二氏は(日本城郭全集、昭和四一年版)に次の様に書いている。

横山城(瀬戸市田端町)
名鉄電車旧根ノ鼻駅の東南
県道南一帯の耕地が古くから

横山殿様の城跡と呼び伝えて
いる平城跡である。近代まで

廣い葱畑で、中央に江戸時代

から「横山仁蹟」なる碑が建

てられていたが、現在は慶昌

院の門前に移建されている。

城構は東西一一〇m、南北一

四〇mばかり、城跡の東部は

竹藪と雜木林、南西部は深田

北は道路に沿つて東から深い

川が堀状に湾曲している。

横山と云つた地域は名鉄瀬

戸線を挟んで、現在の田端町、

のと思われる。現状は道路が

開け、家が建ちならんあと

かたもなく変わった。(以下略)

戸田さんが此の稿を書かれ

たのは昭和三十一年頃で、その

ことは中馬街道と云われた瀬戸街道、

中馬街道と云われた瀬戸街道、

たりかと思われる。或は孫田線道路の直下に埋没しているかも知れない。(白水郎)

(前頁より続く)
セリ、云々」と云う。後段部

分の横山は現在の名鉄新瀬戸駅(旧は横山駅)附近の東横

山町の事である。

以上見て来た地誌の範囲で

は「昔、今村を横山村と云つた」と云う事で、何時頃変更されたのか、又変更の理由も

編者の推考に留まっているに過ぎない。

横山と云つた地域は名鉄瀬戸線を挟んで、現在の田端町、

川北町、南山町の各二丁目と

平町、西山町の一部のあたり

であった。

今村文書の中に明治十一年

地租改正の時に作成された切

絵図がある。その中に小字名

として「横山」の地名がある。

本紙第五号記載の三州街道、

中馬街道と云われた瀬戸街道、

又川西嶋に入る西のあたりを

「横山駅」と呼称されていた。

又その街道の北に東から西へ